



# 市の事業者向け融資あっせん制度

市では、中小企業者を応援する各種融資あっせんを行っています。創業資金、事業の運転資金、自動車や機械の購入資金、事業所の改築資金などさまざまな場面で役に立つ公的融資です。利子補給・保証料の補助が受けられるため、安心してご利用いただけます。

☎生活経済課 ☎内線2543



事業をを広げたい、  
設備を改善したい方へ…



## 小口事業資金

- ◆対象  
市内に引き続き1年以上住所(法人は本店所在地)を有する中小企業者で、次のいずれにも該当する方。
  - ・市内または三鷹市に隣接する地域に事業所があり、同一事業を引き続き1年以上営んでいる
  - ・市民税・法人市民税を滞納していない
  - ・連帯保証人が1人以上いる
  - ・東京信用保証協会の保証対象業種である
  - ・事業に必要な許認可などを受けている

## 特定小口事業資金

- ◆対象  
小口事業資金融資の対象で、次のいずれにも該当する中小企業者
  - ・この融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が1,250万円以下
  - ・常時使用する従業員が20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下

- ◆用途・限度額  
運転資金=700万円、設備資金=1,000万円
- ◆利率(年利)  
0.85%(市が1.125%を利子補給)
- ◆貸付期間  
5年以内(据え置き6カ月以内を含む)
- ◆信用保証料の半額を補助

最近、  
売上げが落ち込んで  
しまった方へ…



## 不況対策緊急資金

- ◆対象  
小口事業資金融資の対象で、最近3カ月と最近1年間の売上高(生産額)とが、1~3年前のいずれかの年の同時期と比べて10%以上減少している中小企業者

## 特定不況対策緊急資金

- ◆対象  
不況対策緊急資金融資の対象で、次のいずれにも該当する中小企業者
  - ・この融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資の合計残高が1,250万円以下
  - ・常時使用する従業員が20人(卸売業・小売業・サービス業は5人)以下

- ◆用途・限度額  
運転資金=800万円
- ◆利率(年利)  
◇0.35%(市が1.625%を利子補給)  
◇特定不況対策緊急資金の対象で、国の定める景気対応緊急保証制度の指定業種に該当する方は、市が全額を利子補給
- ◆貸付期間  
6年以内(据え置き12カ月以内を含む)
- ◆信用保証料の全額を補助

### ◆申込方法

- 次の必要書類を生活経済課(第二庁舎2階)へ
  - ・所定の申請書(同課窓口で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます)
  - ・設備資金の融資を希望する場合は見積書
  - ・許認可が必要な事業の場合は許認可書などの写し
  - ・市民税(法人市民税)納税証明書または非課税証明書
  - ・確定申告書および決算書の写し(法人の場合)

- 合は直近事業年度)
  - ・税務署に提出した書類すべて
  - ・登記事項証明書(法人のみ)
  - ・所定の売上高(生産高)比較表と記載内容が確認できる帳簿などの写し(特定)不況対策緊急資金の融資を希望する方のみ)
- ※金融機関の審査で別途書類の提出を求められる場合があります。くわしくは各金融機関へお問い合わせください。

### ◆注意事項

- ◇連帯保証人  
原則として、個人の場合は信用保証協会、法人の場合は信用保証協会と法人の代表者の個人保証です。
- ◇保証料補助の返還  
償還期間前に一括返済し、東京信用保証協会から保証料の返還を受けた場合、補助した保証料を補助割合に応じて市に返還していただきます。
- ◇融資の追加・併用  
各資金の併用のほか、限度額内であれば同じ資金の中で追加融資が可能です。

起業者を  
応援します!

## 創業資金融資あっせん制度



- ◆対象  
市内でこれから創業する、または創業して1年未満の事業者で次の①~③の要件を満たし、④~⑧のいずれかに該当する方。
  - ① 市内に1年以上、住所がある
  - ② 市民税を滞納していない
  - ③ 創業までに、必要な許認可を受けられること
  - ④ 都内の企業に継続して3年以上または、通算5年以上勤務経験があり、同一業種の事業を創業する方(退職後6カ月以内)
  - ⑤ 特許法・実用新案法・意匠法の登録を受けた技術を有し、それを活用した事業を創業する方
  - ⑥ 法律に基づく資格を活用し、事業を創業する方
  - ⑦ ④・⑥に該当する方と共同して事業を創業する方
 ※過去5年間に事業主だった方は対象外(⑤⑥に該当する方を除く)。

- ◆用途・限度額  
運転資金・設備資金  
1,000万円
- ◆利率(年利) 0.85%
- ◆貸付期間 7年以内(据え置き12カ月を含む)
- ◆信用保証料の全額を補助
- ☎事前生活経済課(第二庁舎2階) ☎内線2543へ連絡のうえ、所定の申請書類(同課窓口と市のホームページで配布)に必要事項を記入し、前年度の市民税納税証明書、見積書(設備資金を希望の方)、商業登記簿謄本(法人の方)を添えて同課(第二庁舎2階)へ
- ※要件によって必要書類が異なります。くわしくはお問い合わせください。

日本政策金融公庫の  
中小企業向け融資制度が拡充

円滑な資金供給と設備資金の支援を通じて、景気の下支えを行うため、2月15日から融資制度を拡充しました。

◆設備資金貸付利率特例制度の創設  
設備資金の融資後2年間の貸付利率を0.5%引き下げます。

※取扱期間は9月末まで

◆「セーフティネット貸付」の金利引き下げ措置の拡充など  
雇用の維持・拡大に取り組む企業の運転資金の金利引下げ措置を0.1%から0.2%に拡充します。そのほか実施済みの拡充措置の取扱期間を平成23年3月まで延長します。

☎株式会社日本政策金融公庫 三鷹支店 ☎43-1151